

別紙

## 町長が別に定める事業

鏡野町未来・希望基金事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記の事業については、鏡野町未来・希望基金事業補助金審査委員会による審査を受けず、選考することとする。

### 記

#### 1 健康のむらづくり事業

##### (1) 対象事業

- ア 健康教室
- イ 料理教室
- ウ 運動・体操・スポーツ事業

##### (2) 補助対象経費

- ア 消耗品
  - イ 食材等の原材料費及び飲料費
  - ウ 大会等の参加賞及び景品
  - エ 会場使用料
  - オ 講師料
  - カ その他町長が認めるもの
- ※備品購入費、弁当代は補助対象外

#### 2 美しいまちづくり事業

##### (1) 対象事業

- ア 花壇整備

##### (2) 補助対象経費

- ア 消耗品
  - イ 種子、苗、球根等の購入費
  - ウ 肥料代
  - エ 飲料費
  - オ その他町長が認めるもの
- ※備品購入費、弁当代は補助対象外

以上